

京都市地域リハビリテーション推進センター 京都市こころの健康増進センター 京都市児童福祉センター 一体化整備基本計画



京都市では、身体障害のある方のための「地域リハビリテーション推進センター」、精神障害のある方のための「こころの健康増進センター」、児童のための「児童福祉センター」（以下「３施設」といいます。）の一体化整備に向けた取組を進めています。

３施設では、それぞれ、専門職等による高度な専門的支援を行う機関として、障害程度の認定や診査、判定、被虐待児の保護などの業務を行っています。しかし、障害の種別を超えた多様なニーズや複合的な課題への対応、ライフステージの変化に応じた切れ目のない支援が求められていること、児童虐待や発達障害等に係る相談の増加など、３施設に求められる役割が一層大きくなっていることに加え、いずれの建物も老朽化が進み、耐震性能が不足しているなどの課題を抱えています。

このため、各施設の一層の機能充実、各施設の連携強化による相乗効果の発揮、専門的中核機関として全市的な相談支援体制を充実させること、効率的な整備の実施などを目的として、３施設一体化整備を行うものです。

この度、「京都市地域リハビリテーション推進センター、京都市こころの健康増進センター、京都市児童福祉センター一体化整備基本計画」をとりまとめましたので、その概要をご紹介します。

平成３０年３月

京都市保健福祉局・子ども若者はぐくみ局

3施設一体化整備計画の概要

基本理念

新しい施設は、障害保健福祉、児童福祉に関する課題に総合的に対応し、障害のある方も、困難を抱える児童や家庭も、地域において誰もが生活しやすい社会を目指すための中核機関としての役割を担うとともに、施設を利用される方が、ぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設とする。

整備の目的

基本理念の実現に向け、以下の目的を達成するため、3施設一体化整備を行う。

- ① 各施設において求められる役割が果たせるよう一層の機能充実を図る。
- ② 3施設を一体的に整備することにより、連携体制を強化し、より高い効果を発揮する。
- ③ 各専門職員が1箇所に集結する専門的中核機関として、市民に身近な窓口である区役所・支所の保健福祉センターをはじめ、地域や関係機関としっかり連携し、全市的な相談支援体制の充実を図る。
- ④ 現在の各施設の耐震性能不足、老朽化に対応する必要性を踏まえ、効率的な整備を行う。

一体化整備に際し目指すもの

全市的な相談支援体制の充実

1 全市的な相談支援体制の充実

専門的中核機関として、市民に身近な相談機関である区役所等への専門的観点からのバックアップ、地域の障害福祉サービス事業所等の支援力向上のサポートを行うとともに、障害保健福祉や児童福祉に関わる関係機関等との連携の役割を担うことにより、全市的な相談支援体制の充実を図る。 →3 ページ

2 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の向上

区役所等への専門的観点からのバックアップや、地域の障害福祉サービス事業所等をサポートするためのチームの設置を通じ、地域の支援力の向上を図る。 →4 ページ

各施設の密接な連携による専門性の向上及び支援体制の強化

3 各施設間における支援情報の共有及び関係機関との密接な連携

事務室の一体的な利用や部署間での情報共有及び密接な連携の実施により、複合的課題にも対応できる連携体制を構築し、ライフステージの変化や障害の種別を超えた切れ目のない支援を行う。 →4 ページ

4 3施設の診療部門の一体的な運営

法令による基準やプライバシーへの配慮を踏まえたうえで、一体化による診療所の連携、診療部門の近接配置等により、診療部門の一体的な運用を図る。 →4 ページ

利便性の向上、ぬくもりを感じ、快適で、心安らぐ施設の整備

5 相談しやすい窓口等、市民の利便性の向上

専門相談案内や、積極的な情報発信、児童福祉センターのエントランス（入口）の別設置や各施設へのアクセスルートの工夫など、利用する方が、わかりやすく、気兼ねなく訪れることができる、相談しやすい施設とする。 →4 ページ

6 利用者のプライバシーへの配慮

児童処遇のための専用区域の設置、共用スペースから個別スペースへの段階的な流れの構築その他の工夫により、プライバシーに配慮しつつ開かれた施設づくりを行う。 →4 ページ

7 ユニバーサルデザイン・ぬくもりや心の安らぎを感じる施設

障害者差別解消法に基づく社会的障壁を除去するための合理的配慮並びに京都市みやこユニバーサルデザイン推進条例及び同指針を踏まえたものとするはもとより、多様な施設内表示やアクセシビリティの確保、自然が感じられる工夫を行う等、利用者がぬくもりを感じ、心安らぐような工夫を行う。また、災害時への対応を備え、安心して利用できる施設とする。 →5 ページ

8 環境への配慮

京都市地球温暖化対策条例等、本市における環境配慮のための指針を踏まえた環境にやさしく周辺地域に配慮した建物を整備する。 →5 ページ

1 全市的な相談支援体制の充実

○ 一体化後における相談機能を中心とする区役所等と3施設の関係性

(1) 区役所等

現行の役割^{下の※（参考）を参照}を引き続き実施するとともに、積極的なアウトリーチによって、地域課題を的確かつ早期に発見し、個別支援の強化と地域の支援力向上を図り、地域と一体となって地域保健、地域福祉の充実を図っていく。

(2) 新施設（3施設一体化後の施設）

現行の役割^{下の※（参考）を参照}を引き続き実施するとともに、3施設の連携により、次のとおり充実する。

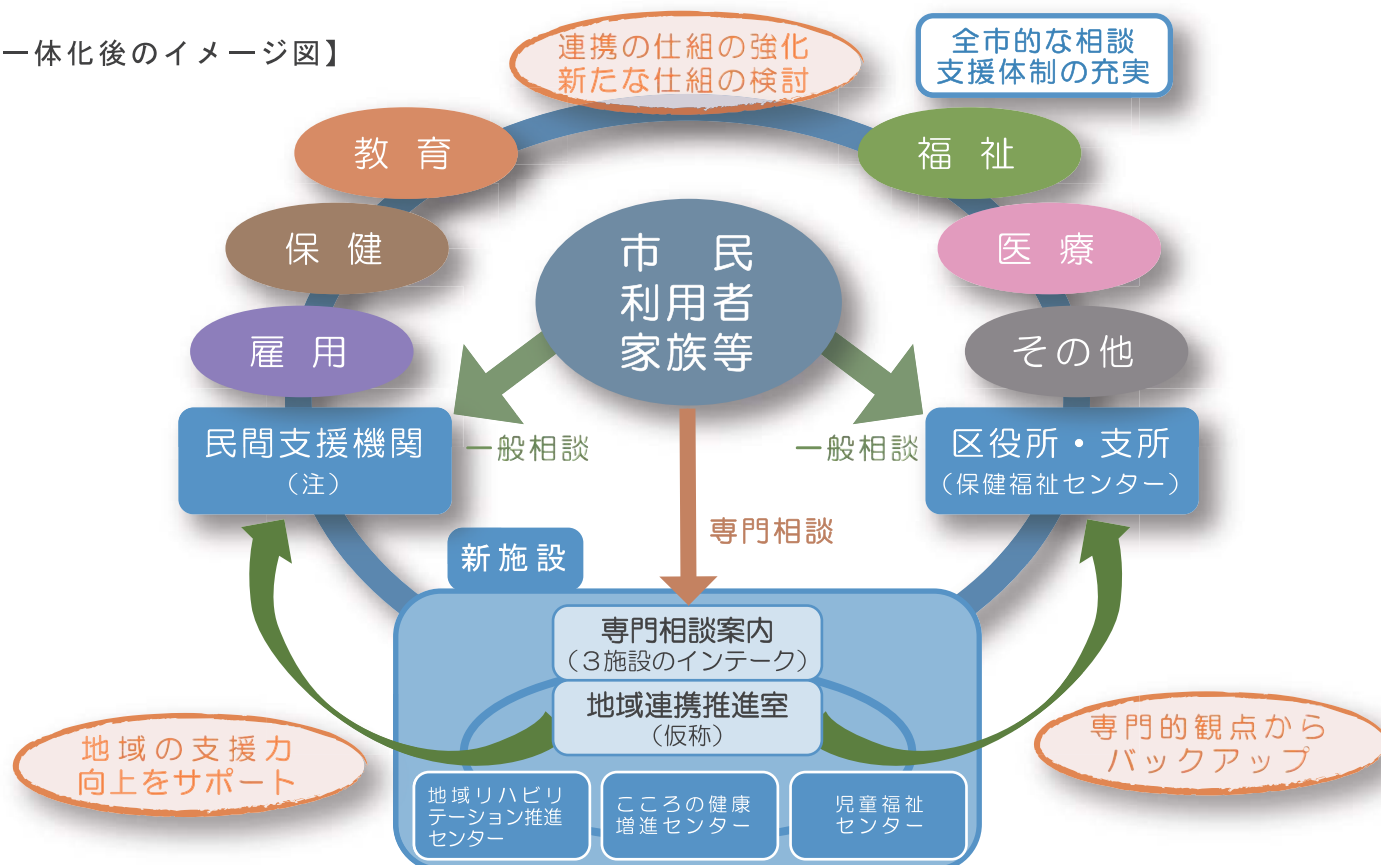
ア 区役所等への専門的観点からのバックアップ（市民に身近な区役所等において、障害特性に応じた専門的な支援が提供されるよう、仕組みづくり、専門的支援、人材育成等を図る。）

イ 地域の支援力向上をサポート（障害福祉サービス事業所等における、専門性や支援のノウハウを蓄積する能力の高い人材育成等を図る。）

ウ 一体的に保健、医療、福祉、教育、雇用などの関係機関と連携し、総合的な支援ネットワークを構築するため、既存の連携の仕組みを強化するとともに、新たな仕組みについても検討する。

なお、要保護児童等への支援、発達支援のあり方については、一体化に関わらず検討を進めていく。

【一体化後のイメージ図】



（注）地域生活支援センター、福祉サービス事業者、子ども・若者総合相談窓口、その他支援機関

※（参考）現行における相談機能を中心とする区役所等と3施設の関係性

区役所等	ア 市民からの一般的な相談窓口は、区役所等が担ってきている。 イ 平成29年5月の区役所等組織改正において、福祉部、保健部の垣根を取り払い、保健福祉センターとして新たに位置付け、市民からわかりやすい6つの窓口（「子どもはぐくみ室」、「障害保健福祉課」、「健康長寿推進課」、「生活福祉課」、「保険年金課」、「医療衛生コーナー」）に再編した。また、「子どもはぐくみ室」と「障害保健福祉課」は可能な限りレイアウトを近接し、連携、一体的な支援が実施できるようにしている。 ウ これまでの福祉部、保健部の機能の維持向上を図り、地域に根ざした取組を推進する。 エ 更に「虐待」、「ひきこもり」をはじめ、複合的な課題にも連携し対応する。 オ また、「発達障害」、「虐待」等増大するニーズを踏まえ、子育て支援などの取組を、地域と一体となって進め、地域保健、地域福祉の充実を図っていく。
3施設	ア 医師、専門職等による高度な専門的支援を行う機関として、手帳交付や施策適用のための診察、判定、被虐待児等の保護等を行っている。 イ 主として次のような専門的な相談を受けている。 (ア) 地域リハビリテーション推進センター からだの動きに障害のある方の専門相談、地域リハビリテーションの推進、高次脳機能障害者支援等 (イ) こころの健康増進センター 精神保健及び精神障害者の福祉に関する複雑又は困難な相談等 (ウ) 児童福祉センター 子どもの発達の遅れや偏り、虐待、非行、養護、18歳以上の知的障害者に係る相談等

2 地域において誰もが生活しやすい社会を目指す地域支援力の向上

- ア 研修に取り組むための「研修ゾーン」を配置する。
- イ モデルとなるような取組を行い、地域の事業所や区役所等をサポートすることで、支援力の向上につなげる「地域の支援力向上チーム」、「区役所等サポートチーム」を設ける。

3 各施設間における支援情報の共有及び関係機関との密接な連携

(1) 各相談部門における支援情報の共有

- ア 関係課の近接配置、事務室の統合など、一体的な利用により、3施設の密接な連携を図る。
- イ 職員が部署を越えていつでも気軽に協議、相談できるよう、情報共有しやすい工夫を行う。
- ウ ライフステージの変化や障害の種別を超えた切れ目のない支援については、専門相談案内や地域連携推進室（仮称）が連携、調整を行う。
- エ 情報共有に当たっては、法令に基づき、原則同意を得るなどプライバシーに十分配慮する。

(2) 関係機関との密接な連携

- ア 関係機関をつなぐ有効な支援ツールの活用等、連携のための具体的な手法を検討する。
- イ 家族に対するソーシャルワークも含め、関係者が定例的に協議する場を設置する。
- ウ 本市における高度医療、政策医療の拠点である京都市立病院をはじめとする関係医療機関との連携を図る。

4 3施設の診療部門の一体的な運営

- ア 診療部門間の連携については、専門相談案内及び地域連携推進室（仮称）による連携調整機能の活用により、必要な連携効果を発揮する。
- イ 3施設の診療部門の近接配置等、一体的な運営を図る。

5 相談しやすい窓口等、市民の利便性の向上

(1) わかりやすい（相談しやすい）窓口等

- ア 新施設の施策情報の積極的な広報や周知を行う。
- イ 専門相談案内と各部署との相互連携により、わかりやすい案内を行う。
- ウ 障害者アートギャラリーや会議スペースなどの交流ゾーンを設け、当事者を含む関係するすべての方が気兼ねなく訪れることができる施設とする。
- エ 交流ゾーンは、障害、児童に係る様々な情報を発信するなど、情報の発信、受信の拠点としていく。

(2) その他の市民の利便性の向上のための工夫

- ア 児童福祉センター※は入口の別設置を検討するなど、幅広い利用に対応する複数のエントランスを設置する。
- イ 職員や関係者等が各施設に直接入室できる専用の入口を設置する。
- ウ 迷わない動線、プライバシーを確保しつつ職員と利用者相互に目が届く部屋配置等を工夫する。
- エ 訪れやすい建物となるよう、清潔感があり、明るく親しみや安心感の持てる建物とする。
- オ 自家用車等での来所が必要な方のため、適切な駐車台数を確保する。
- カ 鉄道駅からのアクセスの利便を考慮し、京都市立病院と連携した送迎バス運行を行う。

※ 第二児童福祉センターは移転せず、現在地（伏見区深草）に残る。

6 利用者のプライバシーへの配慮

- ア 利用者及び諸室の特性に合わせ、交流、共用スペースから個別スペースへの段階的な流れを構築する。
- イ サービスエントランス（職員や関係者、児童の一時保護所の入口）については、周囲からの視線カットや担当部署直通のアクセスルートを確保する。
- ウ 異なる目的の利用者が交錯しないよう、各部署にも、必要に応じ専用の待合を配置する。
- エ ブラインド内蔵の間仕切ガラスの使用など、プライバシーに配慮しつつ、開かれた施設づくりを行う。
- オ 児童相談所の一時保護所や面接室などは、必要な場合に、他の区域と区別された環境で処遇が行える専用区域を設ける。

7 ユニバーサルデザイン・ぬくもりや心の安らぎを感じる施設

- ア 様々な障害に関わらず利用できるよう、廊下、諸室等における必要な幅の確保を行う。
- イ 視覚支援をはじめ様々な利用に対応した施設内表示を行うとともに、電話、ファックス、メール等、様々なアクセシビリティを確保する。
- ウ 安全で利用しやすいよう、手すりの設置や段差の解消、滑りにくい床、引き戸の設置などを行う。
- エ 障害や年齢、性別により利用方法が異なるトイレは、様々なバリエーションを複数、まとめて配置し、個人の特性にあわせて選択できるようにするなど選択性のある施設づくりを行う。
- オ 利用者の諸室は、事務室からの迅速対応が可能な部屋や、明るく落ち着いた部屋を配置する。様々な利用者の特性に応じて柔軟に対応できるようにする。
- カ 自然を感じられるような配慮を行う等、利用者の心に寄り添うやさしい空間づくりを行う。
- キ 災害時の聴覚障害のある方への情報伝達手段の確保など、災害に必要な対応を備え、安心して利用できる施設とする。

8 環境への配慮

京都市地球温暖化対策条例、京都市環境影響評価等に関する条例等を踏まえ、環境にやさしく、周辺地域に配慮した建物を整備する。

施設の機能、規模、整備スケジュール等

○ 施設の機能

入居する施設：現在の3施設を構成する施設*

※ 京都市発達障害者支援センターかがやきを含む。ただし、第二児童福祉センターは移転せず、現在地（伏見区深草）に残る。

新施設設置後も、施設が備えるべき機能については、社会のニーズや、行政の制度・施策、民間の取組状況を踏まえ、専門、中核的機能が果たせるよう、継続的に点検、検証を行う。

○ 規模

新施設の建築延床面積：約11,940㎡

○ 整備スケジュール

平成30年度 埋蔵文化財調査等各種調査の実施

平成31年度以降 設計の着手、建設予定地の既存建物の解体、新築工事等

○ 建設予定地

「京都市高度医療・保健衛生福祉地区地区計画」の区域であり、本市における高度医療、政策医療の拠点である京都市立病院との連携が図れる同病院の北側用地とする。

京都市中京区壬生東高田町 約5,970㎡

建ぺい率：60%、容積率：200%、高さ制限：20m

○ 事業費試算額*

約58億円

※ 新築工事、解体工事、基本・実施設計、各種事前調査等

注：上記の規模、事業費試算額等は、現時点での見込みであり、今後変更する場合がある。



京都市
CITY OF KYOTO



この印刷物が不要になれば
「雑がみ」として古紙回収などへ！



発行年月：平成30年3月

発行：京都市保健福祉局障害保健福祉推進室

住所：京都市中京区河原町通御池下る下丸屋町394番地 Y・J・Kビル3階

電話：075-222-4161 FAX：075-251-2940

URL：<http://www.city.kyoto.lg.jp/hokenfukushi/page/0000234962.html>

京都市印刷物 第293257号